

現行意匠審査基準、施行規則等（抜粋）

(1) 底面図の記載のない出願の願書及び図面の記載の取扱いに
ついての参考規定

意匠審査基準

21.1.2 意匠が具体的なものであること

(1) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

⑩立体を表す図面が下記に該当する場合

(iii) 6面図が揃っていない場合（立体的なものの場合）

ただし、下記の場合は除く。

- ハ 大型の機械などであって、設置又は定置してあるために常時は底面を見ることのできないものについて、底面図を省略した場合
- ニ 大型の車両などの重量物であって通常は底面を見られることがなく、かつ底面図がなくても意匠を正確に把握することができるものである場合において、底面図を省略した場合

(iv) 正投影図法により作成した6面図において図を省略した場合に、省略の説明が願書の「意匠の説明」の欄に正しく記載されていない場合

(v) 斜投影図法により図を作成したときに、図ごとにキャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を願書の「意匠の説明」の欄に記載していない場合
(意匠法施行規則様式第6備考9)

意匠審査基準

21.1.2 意匠が具体的なものであること

—略—

願書又は願書に添付した図面等に誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有していても、それが以下のいずれかに該当する場合は、具体的な意匠と認められる。

- ①その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断した場合に合理的に善解し得る場合
- ②いずれが正しいか未決定のまま保留しても意匠の要旨の認定（第8部「願書・図面等の記載の補正」第2章「補正の却下」82.1.1「意匠の要旨と意匠の要旨の認定」参照）に影響を及ぼさない程度の微細な部分についての記載不備である場合

【参考判例】

1971.12.22 大阪地裁 昭和44年(ワ)第3847号
(審決取消訴訟判決集 S46年63頁) 学習机事件

(裁判所の判断) 符合しない箇所を当業者の常識をもつて合理的に善解しうる余地があるか、不一致の箇所の何れが正しいかを未決定のまま保留しても、それが全体の意匠の把握に大した影響を及ぼさない程度の微細な点である場合には、可能な限り統一的、総合的に判断すべきであると判示

(2) 意匠登録を受けようとする部分を特定する方法に関する願書の記載についての参考規定

意匠法施行規則 様式第6 [備考]

11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、8から10まで及び14に規定される画像図（意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。）において、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

ハーグ協定に係る出願のための実施細則(2014年7月1日施行)

第403節

ディスクレーム及び意匠又は意匠が使用されることとなる製品の一部を構成しないもの

- (a) 複製物中に表されるが保護を求めないものについては、次のとおり表示することができる。
- (i) 第七規則(5)(a)に規定する説明において、及び／又は
 - (ii) 点線若しくは破線又は着色により

Administrative Instructions for the Application of the Hague Agreement
(as in force on July 1, 2014)

Section 403: Disclaimer and Matter That Does Not Form Part of the Industrial Design or the Product in Relation to Which the Industrial Design is to be Used

- (a) Matter which is shown in a reproduction but for which protection is not sought may be indicated
- (i) in the description referred to in Rule 7(5)(a) and/or
 - (ii) by means of dotted or broken lines or coloring.